

## 随意契約理由及び比較見積省略理由書

### 1. 契約工事名

南大阪湾岸流域下水道 淡輪中継ポンプ場

No.1汚水ポンプ設備補修工事

### 2. 随意契約及び比較見積省略理由

本案件は、淡輪中継ポンプ場に設置されている **No.1**汚水ポンプ設備に不具合が発生しているため、不良部品の取替を行い、本来の機能を回復させるものであり、下水道施設の設備機器の故障において直ちに機能を復旧しなければ、施設の運転に支障をきたす場合に行う応急工事である。

また、当該設備はいわゆる汎用設備ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものである。従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、当該設備の設計・製作・据付を実施した(株)電業社機械製作所大阪支店以外の者では実施できない。

以上のことから、特に急迫を要する緊急の工事に該当するため、地方公営企業法施行令第**21**条の**14**第1項第5号の規定により、(株)電業社機械製作所大阪支店と随意契約を行うものである。また、本工事を実施できるのは同者以外にないため、大阪府財務規則第**62**条及び同規定の運用第**62**条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴収を省略する。